

**江東区リバーハウス東砂
指定管理者(候補者)の推薦について**

令和2年8月

**江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
(障害福祉部所管施設専門部会)**

目 次

I	施設の概要	．．．．．	P 1
II	指定管理者（候補者）	．．．．．	P 2
III	選定方法	．．．．．	P 3
IV	選定結果	．．．．．	P 5

《 参考資料 》

江東区リバーハウス東砂事業計画書（抜粋）	．．．．．	P 1 5
収支計画書（総括表）	．．．．．	P 4 2
定款	．．．．．	P 4 4
第三者評価結果（利用者アンケート結果）	．．．．．	P 5 4

I 施設の概要

1 施設概要

(1) 江東区リバーハウス東砂

所在地	江東区東砂三丁目30番6号 東砂福祉プラザ1階及び4階の一部
設置の目的	心身障害者に対し生活の場を提供し、地域社会における自立生活を助長するとともに、在宅の心身障害者の緊急一時保護を行うことを目的とする。
設置条例	江東区リバーハウス東砂条例 (平成8年12月江東区条例第39号)
設置時期	平成9年4月(法内化は平成30年1月1日)

2 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

Ⅱ 指定管理者(候補者)

1 今回推薦する指定管理者(候補者)の概要

名 称 社会福祉法人 江東楓の会
所在地 江東区東砂六丁目 2 番 1 4 号 3 階
代表者 理事長 伊藤 善彦
江東区における事業実績 区内 1 0 施設

2 指定管理者(候補者)のプロフィール

(1) 設立経緯

平成 1 4 年 1 2 月、江東区手をつなぐ親の会が発起人となって、社会福祉法人としての認可を受ける。

(2) 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

(3) 事業実績 等

平成 1 5 年 4 月に亀戸福祉園の管理運営を受託し、平成 1 7 年 4 月には、グループホームかえでの運営、緊急一時・レスパイトケア事業を開始した。また、同年に楓の会ヘルパーセンターを開設した。平成 1 8 年 4 月にはワークセンターつばさ、平成 1 9 年 4 月には第三あすなろ作業所、平成 2 1 年 4 月には若竹作業所、平成 2 6 年 4 月には高齢障害者通所施設さくらの運営を開始した。平成 2 7 年 4 月には亀戸福祉園にて特定相談支援事業の運営を開始した。平成 3 0 年 1 月にリバーハウス東砂を法内化し、緊急一時保護事業に加え、共同生活援助・短期入所の運営を開始した。

3 推薦理由

選定基準及び評価基準に基づき、書類審査、実地調査、及びヒアリングを実施し、総合的に評価を行った。

利用者個々の障害特性を十分に把握した適切な支援などを通じて、利用者・保護者との強力な信頼関係が構築・維持されている。さらに、障害者（児）等の福祉推進に取り組む法人としての十分な適格性により、引き続き安定したサービスの確保と更なるサービス向上が期待できる。

以上のことから、選定基準、評価基準、及び非公募理由の条件を満たしており、指定管理者（候補者）として選定する。

Ⅲ 選定方法

1 非公募選定の方法

(1) 書類審査

提出された書類について、事業計画書、収支計画書を元に審査を行い、総合的な審査を行った。

(2) 実地調査・ヒアリング

書類では確認できなかった部分について、実地調査を行い、ヒアリング及び現地確認を行った。

2 選定の経過

日 付	会 議 名	内 容
令和2年2月19日	第4回福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	次期選定に係る選定方法の検討
令和2年3月10日	第5回福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	次期選定に係る選定方法の検討
令和2年3月16日	第5回公の施設の指定管理者選定評価委員会	非公募選定施設の承認 (障害者福祉センター以外)
令和2年3月27日	第6回公の施設の指定管理者選定評価委員会	非公募選定施設の承認 (障害者福祉センター)
令和2年4月30日	第1回障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	選定基準(案)、評価基準(案)の決定
令和2年5月13日	第1回公の施設の指定管理者選定評価委員会	選定基準、評価基準の決定
令和2年5月21日		指定申請書類提出依頼
令和2年6月26日		指定申請書類提出期限
令和2年7月7日		実地調査、ヒアリング
令和2年8月4日	第3回障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	推薦候補者の選定

3 部会員名簿

障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会

	職 名	氏 名
部会長	障害福祉部長（令和２年４月から）	市川 聡
	福祉部長（令和２年３月まで）	堀田 誠
副部会長	福祉部長（令和２年４月から）	堀田 誠
	福祉推進担当部長（令和２年３月まで）	武田 正孝
部会員	障害者施策課長（令和２年４月から）	大江 英樹
	障害者施策課長（令和２年３月まで）	内藤 貴子
	障害者支援課長	黒澤 智仁
	福祉課長	梅村 英明
	長寿応援課長	加藤 章子
	地域ケア推進課長（令和２年３月まで）	伊藤 裕之
	介護保険課長（令和２年３月まで）	川辺 雅嗣
外部有識者		

IV 選定結果

1 書類審査・実地調査の結果

評価項目	配点	平均 評価点
I 法人（団体）の基本理念・運営方針		
II 施設の管理運営体制		
III 支援サービス充実への取り組み		
IV 施設管理		
V その他		
VI 再選定された場合の今後の取り組みについて		
合計点	300	238.2
評価段階		B

評価項目（詳細）

評価項目	配点	平均 評価点
I 法人（団体）の基本理念・運営方針		
1 法人（団体）の理念・基本方針		
① 法人（団体）の適格性があるか。		
② 法人（団体）の理念・基本方針が明確・適正であるか。		
2 法人（団体）の財務・経営状況		
① 財務状況が健全であるか。		
② 事業経営全般が適正であるか。		
II 施設の管理運営体制		
1 組織の運営管理		
① 責任体制（指揮命令系統）・職務分担が明確であるか。		
2 人材の確保・育成		
① 安定的な人材確保及び離職防止のため、具体的な方針が確立しているか。		
② 職員の人材開発（教育・研修）に関する計画及び取り組みは適切であるか。		

3 職員の配置・勤務体制	
①	職員の配置（人員、経験年数等）は適切であるか。
②	職員の勤務体制（勤務時間・ローテーション等）は適切であるか。
③	職員の福利厚生・健康管理の取り組みを適切に行っているか。
4 個人情報保護	
①	利用者の個人情報保護に関する対策が確立され、管理も適切であるか。
5 業務改善	
①	効率的な施設運営を行うため事務業務をはじめとして業務改善の取り組みは適切であるか。
6 安全・危機管理	
①	緊急時（災害、事故、怪我、感染症の発生時など）の対応等、利用者の安全確保のための取り組みは適切であるか。
②	防犯・防災対策の取り組みは適切であるか。
③	衛生管理の取り組みは適切であるか。
④	虐待の早期発見への対策が適切であり、迅速な対応計画が図れているか。
Ⅲ 支援サービス充実への取り組み	
1 利用者本位のサービス	
①	利用者が望んでいるニーズを把握する取り組みを行っているか。
②	利用者を尊重したサービスの提供を行っているか。
③	利用者・利用者家族等からの苦情への対応が適切であるか。
2 支援内容・支援方法	
①	利用者の障害特性や状態に合わせた質の高い適切な支援が行われているか。
②	利用者への支援内容・支援方法は適切であるか。
3 健康管理	
①	利用者の状態に合わせた健康管理は適切であるか。
4 食事の提供	

①	それぞれの利用者に応じた食事提供方法が適切であるか。		
5 プライバシー保護等個人の尊厳の尊重			
①	サービスの実施に当たり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重しているか。		
6 利用者家族とのコミュニケーション			
①	利用者家族と良好な関係を築くために適切な取り組みを行っているか。		
IV 施設管理			
1 効率・効果的な施設管理			
①	効率・効果的な施設管理（経費削減）が期待できるか。		
②	施設の維持管理（修繕を含む）及び清掃業務等が適切であるか。		
V その他			
1 地域との連携			
①	利用者と地域との関わりを大切にしているか。		
②	サービスの質を向上するために関係機関や団体と連携を図っているか。		
VI 再選定された場合の今後の取り組みについて			
①	再選定された場合、今までの 5 年間を総括し、それを活かした今後の取り組みが考えられているか。		
合計点		300	238.2

審査項目	専門部会としての意見
Ⅰ 法人の経営状況	・ 障害者（児）の福祉を推進する法人であり、明確な理念・基本方針が当該施設管理者として適格である。 ・ 財務状況は概ね良好であり、経営が安定している。
Ⅱ 法人の施設運営状況	・ 当該施設の管理運営方針が、障害者及び障害児の福祉の向上を図るものであり、サービスの向上が期待できる。 ・ 日々の支援を振り返り、活動内容を柔軟に変更したり、利用者に自己選択できる機会を多く取り入れたりするなど、利用者本位のサービスが提供されている。また、個々の障害特性に合わせた支援が適切に行われている。 ・ 保護者とも個別面談などを通して良好な関係を構築している。 ・ 倫理綱領及び職員行動規範を定め、利用者の権利擁護や虐待防止に努めている。 ・ 共同生活援助、短期入所および緊急一時保護の３事業を３６５日安定した運営を行っている。
Ⅲ 再選定された場合の今後の取り組みについて	・ 改善計画・収支計画等において、効率的な管理運営とサービス向上が見込める。 ・ 利用者支援においては、特定相談支援事業所をはじめ、各利用者の通所する事業所との連携を図ることで、利用者と家族にとって安心できる施設運営が期待できる。 ・ 当該施設を継続して管理運営し、障害者福祉を増進する強い意欲がある。

2 財務状況審査

社会福祉法人江東楓の会の財務状況は、自己資本比率が高いため、財務面に問題はなく、指定管理受託に支障となる財務状況は見当たらない。

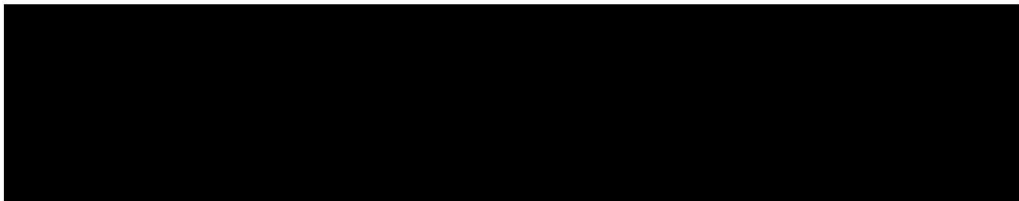
なお、指定管理者施設の予算管理は適正であり、経費削減努力は行われている。

以上のことから申請法人の財務状況については、指定管理者として妥当であると考ええる。

財務診断結果 別紙P 1 0～1 2

3 外部有識者への意見聴取

氏名
略歴



意見等 別紙P 1 3

江東区あすなろ作業所及び障害者（児）施設
指定管理者候補者の推薦に対する意見について

江東区公の施設の指定管理者選定評価委員会障害福祉部所管施設専門部会から求められた指定管理者候補者の推薦について、次のとおり意見を述べます。

1 公募施設（江東区あすなろ作業所）の指定管理者候補者の推薦について

（1）選定手順について

候補者の選定手続きは、第一次審査及び第二次審査とも募集要項及び選定基準、評価基準に基づき適正に実施された。

（2）法人について

今回推薦された社会福祉法人江東楓の会は、第一次審査及び第二次審査ともに8割以上の評価を得ており、運営法人として適切であると判断した。

2 非公募施設（障害者（児）施設）の指定管理者候補者の推薦について

（1）選定手順について

候補者の選定手続きは、選定基準及び評価基準に基づき適正に実施された。

（2）法人について

今回推薦された障害者（児）施設の運営法人は、全法人とも7割以上の評価を得ており、運営法人として適切であると判断した。

3 今後の施設運営及び選定に関して

組織内での問題が解決されない場合、利用者への悪影響も懸念されることから、区に対する意見として、各施設の職員間のハラスメントに関して、職員が問題を感じた際に訴え出る窓口や適切に処理を行うことができる組織の有無等を法人に確認し、適切な指導監督に努めていただきたい。また、今後の選定にあたっては、評価基準に上記の視点を盛り込むなどの対応をとられたい。

令和 2 年 8 月 2 日

